

フランコフォニーの政治性

鳥 羽 美 鈴

はじめに

フランコフォニーは、フランス語を話す人々の集合体、フランス語が話される地域、といった概念と結びつけられることが多い。フランコフォニーに関する主要邦文献である西山「フランコフォニーの成立と展望」『フランス語教育』(2003年¹⁾)、そしてJ・Lジュベール著、三浦・西山編『ラ・フランコフォニー』(1999年²⁾)では、三浦・西山両氏が、フランコフォニーをフランス語の拡散やフランス語教育といった言語的側面と強く結びつけて捉えていることが窺える。

後者において、ジュベールの手による本文は「フランス語が国境と民族を超えた多様な世界に通じる扉であることを実感³⁾」してもらう、という編集者の意図に加えて、おそらくフランス語学習教材としての意味合いからフランス語のままで紹介されているのである。「フランス語を共有する諸国間の協力と連帯に新たな意味づけがなされるようになった⁴⁾」との指摘は正しい。

ところが、フランス語という言語の問題に執着しては、フランコフォニーの実態は決して見えてくることはないだろう。なぜなら、2003年のフランコフォニー・サミットには、リトアニア、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニアという非フランス語圏諸国までもがオブザーバーとして参加しているからである。あるいは、フランコフォニー国際組織加盟国は全て、各国家予算のうち、かなり多くの額をフランス語での教育、あるいはフランス語教育に当てている点が評価される⁵⁾一方で、フランコフォニーのパートナー国の大半が、その食糧をフランコフォニーという共同体の外部に頼っている点が嘆かれる⁶⁾など、フランコフォ

ニーの関心は言語のみならず政治・経済面にも及ぶからである。

そこで筆者が本稿のなかで注意を喚起するのがフランコフォニーの政治性である。

1 フランコフォニーとは

1.1 19世紀・ルクリュのフランコフォニー

「フランコフォニー」という単語を初めて用いたのはフランスの地理学者オネジム・ルクリュであった。1880年にルクリュが著した『フランス、アルジェリアと諸植民地』にその定義が見られる。家庭で、あるいは社会関係の中で話す言語を基準として地上の人々を区別することを考えついた彼は、ここでフランス語を話す人々の集団を「フランコフォニー」と名付けたのである⁷⁾。フランコフォニーとはつまり「フランス語話者からなる地理的空間」という一言語圏を指すことになる。

エスニックや人種、経済の発展段階で人類を区別することが主流であった当時、言語共同体を掲げたルクリュの着想は斬新であったが、フランコフォニー・サミット加盟国の世界分布図を一目見れば明らかなように、それはフランスの中心性と影響力を強調するものでもあった。ルクリュは「人口統計上の話者数というのは、言語の重要性を計る上での基準の一つに過ぎず、他に世界への拡散という基準がある」として、「大きな一つの話者集団に話されている言語も、国境外で知られていないなら、文化を豊かにする対話を築くことができない」と主張する。こうした姿勢にも示されるが、「ルクリュは、植民の文化・言語観を通してフランスの権威の強化に貢献した⁸⁾」のである。

言語という基準による世界の区分は新しいものであるが、そこには話者数の上では少数派であるフランス語の優位を世界への拡散という側面から正当化することで、さらなるフランス語使用の拡大を図り、同時にこのフランス語と強い絆で結びついたフランスという一国家の世界における権力拡大を図る意図があったと言える。

1.2 再生と発展

フランコフォニーという語とその地理的・言語的概念はルクリュ以降使われなくなるが、1945年以後には、再び論じられるようになる。この時期になって取り上げられた背景としては、次の2つが挙げられる。

第1に、国際的場面における英語に対するフランス語の地位低下である。1919年のヴェルサイユ条約がそれまでの外交慣例を破って英語とフランス語の二つの言語で作成されたのが象徴的である。そして1945年にサンフランシスコで開かれた連合国会議では国際連合の創設が討議された際に当初、公用語として選ばれたのは英語、ロシア語、そしてスペイン語であり、フランス語はそこに含まれていなかった。

第2に、第2次大戦後、フランスの海外領土がしばしば熾烈な独立戦争の形を伴いながら脱植民地化したことが挙げられる。1954年にインドシナ、1960年ブラック・アフリカ、そして1962年にアルジェリアが独立している。こうして130年を超えるフランス植民地帝国は崩壊を迎えるのであるが、三浦⁹⁾が指摘するように、この時期（1962）とぴったり重なって、セネガル大統領レオポルド＝セダール・サンゴール（Léopold Sédar Senghor¹⁰⁾）やチュニジア大統領 Habib Bourguiba¹¹⁾）の提唱でイギリスのコモンウェルス（英連邦）をモデルにしたフランコフォニー構想が提起されていることに注意が必要となる。

なぜフランス語と直接的に結びつくフランスからではなく、フランス国外からフランコフォニー運動が起こったのか。

サンゴールは自らを「ブラック・アフリカのエリートの人」とした上で、「フランス国外へのフランス語の拡大の主要な理由、そしてフランコフォニーの誕生の理由は文化的使命 (ordre culturel)である¹²⁾」と語る。そして、フランス語のアフリカ諸言語に対する優位性を五つ挙げる。

- ① エリート間では、母語よりうまくフランス語を話すという事実
- (①' 国際的に支持されている言語であるという事実)
- ② フランス語の語彙の豊かさ

- ③ 従属文を有するフランス語の構文の正確さ、表現の豊かさ、明晰さ
- ④ フランス語の体系性
- ⑤ フランス語の常に道徳を表明するヒューマニズム

さらに、「アフリカがフランス語教育を導入し、支持し、もし強化する¹³⁾」とすれば、この「文化的使命」以外に、「経済、文化的発展を導こうとした政治的理由¹⁴⁾」があると語られる。前述したような「言語そのものの質の高さ」に加えて、「国際語としての地位¹⁵⁾」を有し、さらに「植民体制下の残骸の中に見出されたフランス語というこの素晴らしい道具の利用¹⁶⁾」によって、近代文明への道が開かれると考えたのである。また、「フランス語は、我々自身を理解し、我々相互の協力を進展させるためのよりよい道具である¹⁷⁾」、すなわち、脱植民後に弱まったアフリカ諸国間の連帯に利用できるものとみなされた。そして、参加国諸国の独立によって早々と有名無実と化して1995年には憲法から削除されることになる「共同体」(la Communauté)が存続されなかったことを遺憾とするサンゴールにとって、フランコフォニーはそれに代わって宗主国とのつながりを保証する組織であったと言える。「私は第5共和国憲法より生まれたドゴールの共同体をコモンウェルスに対置する。しかし共同体は2年しかもたなかった。ドゴールの態度は不可解であるが、1960年からのアフリカ諸国の独立後、憲法改定によって共同体を維持するよりも廃止することを選んだのである。(略)私としては、我々の独立を承認すると同時に、共同体というフランス風コモンウェルスが維持されなかったことを残念に思った。今でも、フランスとアフリカの独立諸国の関係が曖昧なままなので、それを悔やむ¹⁸⁾」。

エメ・セゼール (Aimé Césaire) と並ぶネグリチュード創設者であると自称するサンゴールにおいて、フランコフォニーはまた、黒人や白人という全ての人間を統合して新しい友愛関係に導き、普遍的世界を具現化するものとして位置づけられた。

ネグリチュード運動家たちにとって、「最終目標はブラック・アフリカ文明の再生、正確に言えば、その再建に努めること¹⁹⁾」であった。これに対して、「フランス語を国語、公用語、日常語といったどのような形であれ使用する諸国の精

神的共同体である」フランコフォニーは、アフリカで話される「諸国語や英語のような日常語を排除するものではない²⁰⁾」、つまりネグリチュードの思想に対立するものではないのである。それどころか、フランコフォニーはネグリチュードの豊饒化を実現し、「世界の統一は神のもとで実現されるとして、単一存在論を支持するブラック・アフリカが発達させてきた、連帯や協力、対話の精神²¹⁾」を体現するものとなる。

サンゴールは語る。「フランス語がネグリチュードの開花を助けたのは歴史的事実である。(略)またフランス文化は、1789年の革命以来具体化した自由という思想を世界の人々に教唆した。(略)〈黒人とフランス人〉は、いまや、〈フランコフォン〉である²²⁾」。

・チュニジアのブルギバは、「植民は、単に否定的な現象だったわけではなく、植民で得たものを新国家の利となる方向に活用しなくてはならない²³⁾」と記した。1965年にはダカールの学生に、「フランス語は、普遍文化、近代性への道である²⁴⁾」として、やはりフランス語という道具の利用を説く。さらに「私たちフランコフォンにとって、フランス風コモンウェルスだけが、我々の国家に必要な発展に向けての有効な手段となるだろう²⁵⁾」と主張する。こうしてサンゴールもブルギバも「フランス風コモンウェルス」たるフランコフォニーを待望したのである。

すなわちフランスにとって「好都合にも、アフリカ諸国は、彼ら相互間とフランスとの間に植民に依存した過去とは異なる関係を、とりわけ、フランス文化とフランス語を通じて築きたいと思っていた²⁶⁾」のである。但し、旧植民地においてフランス語にその共同体の基盤を見出した者たちは、特権階級と結びつけられる言語を学習し習得することのできる環境に身をおいた一握りの人民にすぎないことも忘れてはなるまい。ベルギーとイギリスが間接統治政策をとったのに対して、フランスは言語・文化ともに植民地の人たちを自国のそれに同化させようと努めたのであるが、植民地の人すべてに本土と同じく均等な教育機会を与えはしなかった。できるだけ多くの人に浅く広くフランスの言語と文化を教えるが、もともとは親フランス的な少数のエリートを育てるのが目的だったからである²⁷⁾。

サンゴール自身が「私はフランス語で思考するのであり、母語よりフランス語によってのほうがうまく自己表現できる²⁸⁾」と語って、自らを黒人の「情動」と白人の「理性」を兼ね備えた「文化的混血²⁹⁾」であるとしていた点も思い起こされて良いだろう。

1.3 フランコフォニー国際組織の全体像とその機能

フランスと主に旧植民地のエリート層との利が合致した形で設立にこぎつけたと言える「フランコフォニー国際組織」(OIF:l'Organisation internationale de la Francophonie)は第6回コトヌー(ベナン)サミットで採択されたフランコフォニー憲章によって1995年に認定された組織である。

この組織は、「フランス語を共有する諸国の元首及び政府首班会議」いわゆる「サミット」(Sommet:l'Conférence des chefs d'Etat et de gouvernement des pays ayant le français en partage)と「フランコフォニー閣僚会議」(CMF:l'Conférence ministérielle de la Francophonie)と、「フランコフォニー常任理事会」(CPF:l'Assemblée permanente de la Francophonie)と「事務総局」(le Secrétariat),そしてそれに直接付随する5つの機関から成る。「フランコフォニー政府間機構」(AIF:l'Agence intergouvernementale de la Francophonie),「フランコフォニー大学機構」(AUF:l'Agence universitaire de la Francophonie),「テレビ局5」(TV5),エジプトにある「アレクサンドリア・サンゴール大学」(l'Université Senghor d'Alexandrie),「フランコフォニー市長国際会議」(AIMF:l'Association internationale des maires francophones)である。そして、これらと制度的なつながりはないが諮問機関である「フランコフォニー議員会議」(APF:l'Assemblée parlementaire de la Francophonie)がある。

フランコフォニー国際組織の最高府たるサミット案は、そもそも当時カナダ首相だったピエール＝エリオット・トルドー(Pierre Elliott Trudeau³⁰⁾)から出されたものであり、彼の案をサンゴールが1975年8月にフランス大統領だったヴァレリー・ジスカールデスタン(Valéry Giscard d'Estaing³¹⁾)に投げかけて、

1976年10月に条件付でサミット開催許可を得ている。トルドーは文化技術協力機構 (l'Agence=ACCT) で1982年にも再度「サミットを設けない限り、有効なフランコフォニーの計画は一部欠けたままになる³²⁾」として、その必要性を強調している。

ここでカナダがフランコフォニーのサミット設立に大きく関与したわけは、現在カナダ連邦政府が提示しているフランコフォニー政策の在り方にも伺うことができる。

カナダでは、英語とフランス語という二つの大言語が公用語に掲げられる中、フランコフォニーはフランスと異なり、対外政策としてのみならず対内政策としても位置づけられる。「国内的には、フランコフォニーに関与することで国内の二言語性を際立たせ、国内のフランス語集団を支持・促進する」ことができるのである。また対外的には、「カナダにとってフランコフォニーは OAS (米州機構) とコモンウェルス同様に、自然な影響力をもつ空間」であり、「フランコフォニーのメンバーとして、カナダの主要目標は、その民主、文化、経済価値を促進すること」〔カナダ連邦政府 外務・国際貿易省ホームページ参照〕である。

それに対して、フランスがサミット開催に当たってこだわったのは、アフリカでの影響力保持を狙っているとの批判を免れることであり、故に、当初の大統領の条件とは「フランコ・アフリカ会議と異なるものにする³³⁾」との内容であった。また、同様の理由でフランス政府はカナダがサミットに参加することにこだわりを見せた。しかし、カナダ国内ではケベックとオタワに意見の相違があったためにサミットへの参加は進まず、ようやく話が軌道に乗ってきたのは、自由党のトルドーに変わり、進歩保守党のブライアン・マルルーニー (Brian Mulroney³⁴⁾) が政権を握るようになってからである。こうして1986年により早く開催の運びとなったサミットの開催によって、諸国の元首及び政府首班というこれまでより高い次元での調停が可能になった。

ところで、フランス語使用の拡大、そしてフランス語の地位の維持は、はたしてその中心的な目的として前面に打ち出されたものであるのだろうか。以下にこれまでのサミットの開催地と主要題目を掲げる³⁵⁾。

- 第1回 1986年ヴェルサイユ (フランス)：世界の経済・政治の問題、協力と発展の問題。
- 第2回 1987年ケベック (カナダ)：フランスでの題目の延長。
- 第3回 1989年ダカール (セネガル)：フランス語の国際大学の設立を決定。
- 第4回 1991年パリ (フランス)：フランコフォニー組織の強化。
- 第5回 1993年グランドベール (モーリシャス)：アフリカの民主主義、南北・南南協力の支持、GATTの文化特例の保護について。
- 第6回 1995年コトヌー (ベナン)：インターネットなど新しいメディア上でのフランス語の位置について。
- 第7回 1997年ハノイ (ヴェトナム)：フランコフォニー組織の政治的側面の組織化を決定。
- 第8回 1999年モンクトン (カナダ)：若者について。
- 第9回 2002年³⁶⁾ベイルート (レバノン)：諸文化間の対話について。

確かに第6回サミットの題目などにフランス語の地位を維持・促進しようとする姿勢は見受けられるが、フランコフォニー国際組織において、フランス語そのものの拡大・促進が際立った目標とされているわけではなく、むしろフランス語圏諸国間の「協力」や「連帯」が強調されていることに気づく。

ここでフランコフォニー国際組織とサミットの機能がそれぞれどのように提示されているか確認しておこう。フランコフォニー国際組織は、「フランス語圏諸国内の対立を制止し、法治国家と民主主義を促進し、また人権の確立・促進を目標とする。協力の分野において、この組織の目的は、文化の多様性を促進することにある。教育、あらゆるレベルでの人材育成、そして経済、発展に関する分野においても、その活動は活発である」。サミットは、「フランコフォニー組織の最高府で、1986年から参加国・地域は3つのオブザーバー国を含め42ヶ国のもと開催されたが、翌年1987年以後は原則として2年ごとに開かれており、現在56ヶ国になる参加国が集ってフランコフォニーの主な指針を決定する³⁷⁾」。

すなわち多分野で、あるいは多国家間で協力が目指されている、現在機能するフランコフォニー国際組織とは、国際政治組織である。

2 共同体の性格

2.1 精神的フランコフォニー

ここでは改めてフランコフォニーの多様な性格を確認しながら、その変遷を追う。

外国語としてフランス語を学習する者が増加し続け、これによってフランス語圏は今なお拡大していることを確認した上で、文化技術協力機構の事務局長でもあったジャン＝マルク・レジェールは、「フランコフォニー共同体は、外国語使用のように便利で表面的な言語知識に要約されるものではない」とする。そして、「まずフランコフォニーは、精神の状態でなくてはならない」、あるいは「精神的なものと感じられなくてはならない」として「これなしに、フランコフォニー空間における経済、技術、視聴覚といった分野を語ることはできない³⁸⁾」と言う。

これは裏を返せば、フランコフォニーがその精神的な意味付けを失うとき、その中核となるフランス語もフランコフォニー支持者たちが批判対象とする今や世界語となった英語と同様、ただ単に便宜上から使用される言語に成り下がり得るものであるということであろう。そういった意味でも重要な核となるこの「精神的なフランコフォニー」はサンゴールにまで遡ることが可能である。彼はフランコフォニーを「フランス語が国語、公用語、または事務語である知的あるいは精神的な一つの共同体³⁹⁾」とみなしていた。このように1960年代から既にフランコフォニーは言語意識のみの問題ではなく精神世界にまで拡張されたものとなっていたと言えよう。

2.2 国際政治組織としてのフランコフォニー

1995年の第6回コトヌー・サミットでは、フランコフォニー機構 (l'Agence de la Francophonie) の憲章を改訂したフランコフォニー憲章が採択された。憲章前文には次のように謳われている。「(前略) フランコフォニーが十全たる政治的次元を有する時は既に来ている。世界情勢と技術の進歩がそれを要請するのである。(略) 従ってこの憲章はフランコフォニーの理想、すなわち自由、人権、

正義、連帯、民主主義、そして発展と進歩という理想を永続させるために改訂される必要がある⁴⁰⁾」。

ルネ・ブルヴェンが「フランコフォニーは言語・文化の共同体として人々を接近させるという目的のみを持つなら、そこには美しい未来があるが、政治的手段となり、他国へ影響力を及ぼす道具、あるいは他国解体の手段となるならば、そのような未来はないであろう⁴¹⁾」と語っていたように1962年から既にそれが否定的な意味合いの政治性を帯びることには危惧が見られた。あるいは、1967年に「フランコフォニーは結局、政治的になるだろう、さもなければ消え去るであろう⁴²⁾」と予想された。果たして、1970年、フランコフォニー国際組織の前身たる文化技術協力機構が26カ国によって設立された⁴³⁾。機構の趣旨はその名に明白に示される。さらにカルヴェが「それらの国がこのような共同体に入っているのは言語の論理に従ってではなく、国際政治を考慮に入れてのこと⁴⁴⁾」であると言及するこの機構への加盟国間において、実際にフランス語使用率には格差が見られ、諸国の加盟が「政治的選択」であることが窺える。

これに続き、1986年のサミット開催に伴ってその全体像がようやく見えてきたフランコフォニーは、いよいよ政治組織として形作られていく。

レジェールは「フランコフォニーはあいまいな概念である。(略)本来は言語、文化、団体的概念であったが、1986年のサミット開催で政治形態となった。そこに1997年ハノイより、市民の協力と民主主義が加わった⁴⁵⁾」と位置づけている。またフランス文部省官報〔1988年1月27日通達〕でも、1986年開催のサミットに触れており、「フランコフォニー・サミットは、パートナー国の集まりによって表明された政治的意思表示である。また同時にとりわけサンゴールに代表される主導権を引き継ぐ過程の中で、決定的な第一歩を刻むもの⁴⁶⁾」との言及がみられる。また、1991年(4回)、1995年(6回)のフランコフォニー・サミットでは、フランコフォニーの政治的次元の強化という問題に触れている。

2.3 言語共同体としてのフランコフォニー

しかしながら、フランコフォニーは本来の言語共同体としての意味を失ったわ

けではない。ケベック州政府在フランス事務所の代表 (délégué général du Québec à Paris⁴⁷⁾) をかつて務め、現在フランコフォニー高等委員会 (Haut Conseil de la Francophonie⁴⁸⁾) の会員であるジャン＝ルイ・ロイ (Jean-Louis Roy) は、フランコフォニーは「それを支え正当化する言語の使用の保持と発展に関心を持つ同盟である⁴⁹⁾」と定義している。ここで単数形の言語とは、言うまでもなくフランス語を指す。そして、それは「つい最近まで、不確かな概念であったが、サミット開催とそれに続いた活動を通じて外部からも実態を伴ったものとなった⁵⁰⁾」とされるのである。

実際に、4種の形態に分けられるサミット参加国であるが、中でも消極的な参加形態と言えるオブザーバー国においても、「オブザーバー国としての参加申請は、申請時点におけるフランス語の使用形態の如何にかかわらず、フランス語使用の発展を促進しようとする意志に基づかなければならない⁵¹⁾」という規定が見られる。また、その上の形態に当たる準加盟国から全権を有する加盟国への移行は自動的なものではなくこれも正式な申請に基づくが、この地位の変更に当たっては、「準加盟国の時点の現状に比べて実質的な進歩と進展が示されなければならない」とある。その進歩と進展とは、「フランス語圏諸国との協議と協力」において同時に、「フランス語の使用」におけるものであり、ここに「準加盟国のさらなる取り組みが反映されなければならない」と規定されているのである。

また以下の指摘は前述したサンゴールの言葉を想起すれば正当化される。独立したばかりのアフリカ諸国にとって「フランス語は重要な切り札であった。これらの国々の多くは複数の現地語を抱えており、フランス語は国民統合を容易とするものだからであった。発展のためにはフランスの援助が不可欠であり、その「言語性と政治性は切り離せなかった⁵²⁾」。

つまり、フランコフォニーは今や単なる言語における潜在的な同盟なのではなく、経済、政治、文化などほぼあらゆる分野において相互協力が期待される共同体なのであるが、それら各分野は依然として言語とつながりを保っていると言えるだろう。フランス語圏諸国の大学においても、科学教育の本の多くが英語であるなど科学分野におけるフランス語の「敗北」が周知の事実となる中、パリでの

サミットで「科学・技術の創造と発展」の分野に投資を集中させることが決定されているが、そこには「フランス語による科学・技術の拡張」も加わる。

2.4 意味の拡大とその社会背景

では、フランコフォニーの精神的な意味はどうか。それは維持されているのであろうか。

とりわけ抽象的とも言えるこの意味は、フランコフォニー支持者の間では依然として聞かれるが、これ以上に現実的な意味、すなわち、政治、経済的なものに加盟国の関心は向かっているのではないか。

注目していきたい点は、フランコフォニーがそのキーワードであるフランス語という言葉から離れて多くの組織を構成し始めている点である。フランコフォニーに関連する組織は実に、法・技術・経済などの分野、さらに専門化された分野にわたり、その「全体像を描くのは不可能⁵³⁾」とされるほど数多く存在し、また多岐に渡っている。このような動きは、その植民の歴史ゆえに現在なお、世界で広くフランス語が話され、読まれているという特権をもつフランスは、この「特権を失えばフランコフォニー全体が孤立状態になる危険をはらむ⁵⁴⁾」なかにおいて、その生き残りに光を投げかけるものとなるであろう。

さらに、フランコフォニーという語の意味の推移もまた、ここで説明される。すなわち、言語学的に「フランス語を話す共同体」という意味は次第に拡張されて、精神的、政治的、そして経済的意味をも担う必然性がここにあったと言えるのである。フランス語を話すかどうかという一元的な枠組みではフランス語圏諸国間の連帯強化、そしてとりわけ拡大を見据えたとき、今はあまりにも弱すぎる基盤なのである。

3 コモンウェルスとフランコフォニー

フランコフォニーは既に見たように今や政治性を帯びて、そのモデルとなったコモンウェルスと如何なる相違を見せるのか。両者の比較は、フランコフォニーというものの性格を一層明確に浮かび上がらせるうえで有効であると思われるの

で以下に検証していく。

3.1 両者の相違点

国際組織としてのフランコフォニーのモデルであると言われる、大英帝国で結びつけられるコモンウェルスは、メンバー国が互いに支え合い、国際的なゴールに向かって共に進んでいくよう設立した政府の組織であるが、両者には言語による集結という点に大きな相違がある。コモンウェルスは、英語という言語でメンバーを括るものではないことは、コモンウェルス原則の宣言（1971）から明らかである。

フランコフォニー支持者の間では、この点に加えて両者の相違が以下のように説明される。すなわち、「コモンウェルスが設立当初からピラミッド型の組織であったのに対して、フランコフォニーは大きなしなやかさと多様性を特徴とする⁵⁵⁾」あるいは、「コモンウェルスは次第に風化が進む過程にあり、かけらを継ぎなおしたものであるのに対して「フランコフォニーは自由な選択によるものであり、団結や飛躍や出会いから生まれたもの⁵⁶⁾」である。

他方で、例えばブルギバが「フランス風コモンウェルス」と表現して、ここに旧フランス植民国にとって、それはコモンウェルスとさほどの相違がないものと意識が垣間見られる。また、「この言い回しはフランコフォニーの地政学的局面を的確に表現している。それは、旧フランス領植民地独立のあとに、政治団体として結集した組織で、旧大英帝国諸国が構成する政治組織に比肩しうもの存在をアピールすることである⁵⁷⁾」として、やはりその相違というよりも、同種の組織の出現としてフランコフォニーが描かれる。

これに対して、支持者側の一人はフランコフォニーがこのように「フランス風コモンウェルス」と呼ばれることを批判する⁵⁸⁾。そこには、フランコフォニーとコモンウェルスというものを同一視すべきではないとする考えがある。さらに、コモンウェルスとの差異を図ろうとする人々には、フランコフォニーに傾倒した見解が見受けられると言える。

その例に漏れず、テトゥ⁵⁹⁾においても全く問題がないわけではないが、両者の

相違に関して多角的によく分析されていると思われるので、ここに対比する形で要約しながら見ていく、それに引き続き、問題点である箇所を取り上げていきたい。

- ① コモンウェルスは英語圏と一致するわけではない。すなわちアメリカ、アイルランドがメンバーでないように、英語を話す国が全てコモンウェルスのメンバーというわけではない。／対するフランコフォニーでは、唯一の決定要因はフランス語という言語である。
- ② コモンウェルスは大英帝国という排他的集団より19世紀に生まれたが、イギリスからの全ての独立国がメンバーというわけでない。反対に、植民地や領土、保護領でなかった国は1つもメンバーに加わっていない。／フランコフォニーは19世紀のフランス帝国に属していなかったメンバー国が多く、カナダ、ベルギー、アフリカではブルンジ、ルワンダなどが挙げられる。
- ③ コモンウェルスは、1926年の帝国会議、1931年のウェストミンスター法によって生まれた古いものである。／フランコフォニーの場合、その前身たる文化技術協力機構（ACCT）を誕生させるニアメ（Niamey）での集まりでさえ1969、1970年に遡るにすぎない。
- ④ コモンウェルスはフランコフォニーより規模が大きく、人口も多い。／フランコフォニーの数は、コモンウェルスの3分の1に満たない。
- ⑤ コモンウェルスは、英王室を元首とする君主制を採用している。／フランコフォニーは単一の君主を持たず、共和制の国もあれば君主制の国もある。
- ⑥ コモンウェルスで、英語は公用語として、連結と融和の強い要因ながら、単に英語を中心に作られたわけではない。その目的は、文化的というより経済的である。文化はそこにおいて〈周辺的〉でさえある。／フランコフォニーは、何より同じ言語使用に基づく共同体であり、メンバー間の文化的関係の保持と促進に特徴がある。文化技術協力機構の法令は〈フランス語が組織の基盤〉と謳う。
- ⑦ コモンウェルスは歴史上、必要不可欠なもので、重要な現実と考えられている。／フランコフォニーはフランスにとって重要でも付随的なものと捉えられ、

平均的なフランス人はフランコフォニーを知識人、理想主義者、政治家や言語学者の夢であると感じている。すなわち、コモンウェルスと異なり、フランコフォニーは、歴史、経済、言語学等の合理的使用ではなく、〈イデオロギーによって偶発的に生じたもの〉(C'est une aventure sous-tendue par une idéologie⁶⁰⁾)とされるのである。

以上の7点に両者の差異はまとめられるが、ここで見られる問題点とは何であろうか。

まず、①で指摘される両者の相違であるが、この記述には不正確な部分もある。それというのも、フランコフォニーにおいても、フランス語人口を多く抱え、またフランスの旧植民地である国が必ずしもそのメンバーというわけではない。政治的問題のために、フランコフォニー国際組織のメンバー国に依然としてなっていないアルジェリアがその反例の代表たるものとなろう。

また、③と④で指摘されるフランコフォニーという組織の若さと規模に関してであるが、2004年現在コモンウェルスは54の主権国家から成り、世界人口の30パーセントを占める17億の人々を擁するのに対して⁶¹⁾、フランコフォニーは、初回のサミット開催時はオブザーバー国を含め42ヶ国であったが、現在56ヶ国に拡大し、総人口としては約4億人を擁する。フランコフォニー国際組織は、その国の数では現在コモンウェルスを超えるものの、総人口の比では圧倒的にそれに及ばず、さらに組織内でその鍵として謳われるフランス語の話者数に限ると、その総人口は約1億にまで減少する。

こうした現況は両者の差異として取り上げるに値するが、フランコフォニーの拡大を見据えた文脈の中で言及される時、それは客観的な記述のようでありながら、一種のイデオロギーを秘めた描写とも言えそうである。おそらくここに警鐘を鳴らし、今後の更なる組織拡大の必要性を訴えようとしているのであろう。

⑥に関しても疑問符を附す必要があるだろう。それというのも、本稿で既に見てきたように、フランコフォニーは1970年の文化技術協力機構(ACCT)誕生に代表されるように、現在さらに開かれたものになってきている⁶²⁾。こうして、コモンウェルスと同様に、フランコフォニーが言語・文化的という次元から、コモ

ンウェルス本来の存在意義と言える政治・経済的な次元を取り込むようになった今も両者の相違はそれほどまでに認められると言えるであろうか。

さらに大きな問題点は、②と⑤にて、コモンウェルスが大英帝国という排他的集団より生まれたこと、そしてコモンウェルスが君主を持つことが強調されるが、ここにコモンウェルスそのものの変化を追う視点が見られないことである。これについては次節にて詳述する。

3.2 「大英帝国」から「コモンウェルス」まで

そもそも、大英帝国 (British Empire) は、第1次大戦時から「ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ」(British Commonwealth of Nations) という名称に変わり、そして、第2次大戦後はさらにそれに代わって「コモンウェルス」という表現が通用するようになった⁶³⁾。これらの名称の変更が示唆するように、現在のコモンウェルスが大英帝国より生まれたとしても、それが大英帝国と同じ性質を保持しているわけではない。

確かに、「ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ (British Commonwealth of Nations)」として名称が変わった際には、イギリス (British) という単語が保持されているし、後述するように、その定義には「自由な連合」が謳われながらも、コモンウェルスの元首であるイギリスの王を想起させる「王室」という表現が登場する。

このブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズに関する戦間期の重要文書としてよく示される1926年の帝国会議に提出されたバルフォア報告⁶⁴⁾には、「王室に対する共通の忠誠によって結合され、ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーとして自由に連合」すると規定されている。1931年のウェストミンスター法 (Statute of Westminster) にも「王室は、ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーの自由な連合の象徴である」とした上で、「メンバーは、王室に対する共通の忠誠によって結合される」とある。

しかし、その後には「コモンウェルス」として、その名称から「ブリティッ

シュ」という形容詞が削除されたことを認識しなくてはならない。その理由はなにも短くて簡潔な表現が好まれたというばかりではない。1949年4月のコモンウェルス首相会議で、イギリス首相アトリーらは「コモンウェルス首長」の必要性を主張はしたが、インド首相ネルや南アフリカ首相マランの反対にあって、イギリス国王は「自由な連合の象徴」としての「コモンウェルス首長」として再定義された事と連動しての名称変更とも言えるのである。「コモンウェルス・メンバーは主権国家であって、イギリス本国に服従していない」との指摘も見られるが、コモンウェルスが君主を持つということも現在そこで表立って主張されているわけではない。大英帝国からコモンウェルスまでの用語の変遷を見てきたが、両者のカバーする範囲が一致しないとして、以下のような指摘がある。コモンウェルスは「自治国から成るのに対し」、大英帝国は「そのほかに種々の非自治国、すなわち、植民地、保護領、委任統治地域などを包含した⁶⁵⁾。」

3.3 両者の相違は保たれているか？

ここまでコモンウェルスというものの詳細を見ると、フランコフォニーを語る中で登場するコモンウェルスとは、むしろ、1世紀前の「大英帝国」を語っているのではないかとの感さえ抱かせる。現在あるコモンウェルスとフランコフォニーの違いとして主張されてよいのは、むしろ主権国家でない地域もフランコフォニー国際組織ではメンバーの一つとなり得ることではなかろうか。既にその一部に触れたが、「コモンウェルスは国際的な目標を達成するために共に活動する54の主権国家 (sovereign states) の自発的な連合である⁶⁶⁾」のに対して、フランコフォニー国際組織のメンバーには、カナダのニューブランズウィック州やケベック州、そしてベルギーのフランス語共同体という主権国家でない地域も名を連ねるのである。

転じて、⑤に挙げられた両者の差異の一つ、フランコフォニーが君主を持たないことは、周囲がフランスの立場をその表明通りに受け止めていたかどうかは指し当たって別問題として、フランスがフランコフォニーにおける自国の非中心性を主張することを可能にしてきたと言えよう。つまり、「イギリスはコモンウェ

ルスのいわば主導に立ち、ロンドンがいつも中央にいた⁶⁷⁾」のに対して、フランスは控えめな立場を取り、フランスとフランコフォニーの関係は前者とは異なっていると主張できた。しかし、欧州共同体(EC)や経済協力開発機構(OECD)、欧州復興開発銀行(EBRD)、国際通貨基金(IMF)、国際労働機構(ILO)などの国際機関の長を独占してきたフランスがフランコフォニーへの積極的な態度を見せるようになった今、依然としてこの差異は保たれていると言えるのであろうか。

世界におけるイギリスとフランス両国の位置づけとしては、むしろ逆転した情勢が描かれている。「イギリスは56年のスエズ動乱に際してフランスとともに介入して敗北して以降、リージョナル・パワーとしての抑制した自己認識をもつに至った」のであり、「アメリカをバックにするイギリスと、フランコフォーン^(フランコマ)(フランス語圏)を率いるフランスとの違い⁶⁸⁾」が見られるというのである。さらに、「1993年の第5回モーリシャス・サミット直前には、ケベックの101人の知識人がフランスはアングロ・アメリカの文化侵入を前に放任主義であると告発した⁶⁹⁾」として、フランスが君主として介入することが半ば要請されているかに見える。他方で、「フランスの〈中華思想〉はドゴール時代にはいくつかの面で見られはしたが、そんなことはもはやほとんど過去の遺物もしくは幻想だと言ってよい⁷⁰⁾」との指摘もある。

いずれにせよ、フランコフォニーに言及されるとき重要な鍵として登場する「自発性」という用語であるが、逆にそれが危うくなれば、フランスの中心性はいよいよ際立つということになりかねないのではないだろうか。

終わりに

本稿では、フランコフォニーという概念の誕生から、フランコフォニー国際組織の機能と多面的な性格、そしてその変遷を追った。ここで明示されたのは、専ら言語共同体として認識されることが多いフランコフォニーは、その実、ルクリュがこの語を考案した当時から、フランスの権力拡大を図るという政治性を帯びていたことに始まり、フランコフォニーの構想が旧フランス植民地から提唱さ

れた際にも、サンゴールが語るように、「精神的共同体」であることが目指されながらも、同時にフランス語を道具とした政治的意図が含意されていたことである。さらに、フランコフォニーに関与することでマイノリティの権利擁護を図るというカナダの対内政策がここに絡んで、フランコフォニーは今ある国際組織の形へと前進したのであった。現在、国際政治組織としてのフランコフォニーが目指すのは、自由、人権、正義、連帯、民主主義、そして発展と進歩という理想を永続させるというものである。

また、コモンウェルスとの差異を検討したが、これにより明らかにされたのは、両者の相違というよりも逆に、一国がその中心に立つ時、組織が否定的な意味合いを帯びた政治手段になり得るという点における類似である。このことは、フランスがフランコフォニーに関与する時の妥当な距離の取り方を示唆するであろう。

- 1) 西山教行「フランコフォニーの成立と展望」『フランス語教育』特別号, 2003年10月, 21-31頁.
- 2) J・L ジュベール著, 三浦信孝, 西山教行編『ラ・フランコフォニー』第三書房, 1999年.
- 3) 前掲書, まえがき.
- 4) *ibid.*
- 5) Haut Conseil de la Francophonie, *État de la francophonie dans le monde : données 1997-1998 et 6 études inédites*, Documentation française, Paris, 1998, pp. 548-553.
- 6) Jean-Louis Roy, *La francophonie : l'émergence d'une alliance?*, Ville La Salle, Hurtubise HMH, Québec, 1989, p.109.
- 7) Xavier Deniau, *La francophonie*, P.U.F. Que sais-je?, Paris, 2003, pp. 9-12.
- 8) Claude Hagège, *Le français, histoire d'un combat*, Michel Hagège, Paris, 1996, p.138.
- 9) 三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店, 2001年.
- 10) 1906-2001年. 政治家であり詩人でもある. 大統領在任期間は1960-1980年.
- 11) 1903-2000年. チュニジア独立運動の指導者, 政治家. 大統領在任期間は1957-1987年.
- 12) *Esprit*, numéro 311, 《Le français, langue vivante》, Paris, 1962. 11, pp. 838-840. 下線筆者附す.

- 13) *ibid.*, p.838.
- 14) *ibid.*, p.841. 下線筆者附す.
- 15) Léopold Sédar Senghor, *Négritude et civilisation de l'universel*, Seuil, Paris, 1977, p.81.
- 16) *Esprit*, *op. cit.*, p.844.
- 17) Léopold Sédar Senghor, *op. cit.*, p.185.
- 18) *ibid.*, pp. 440-441.
- 19) *ibid.*, p.467.
- 20) *ibid.*, p.185.
- 21) *ibid.*, p.92.
- 22) *ibid.*, p.186.
- 23) Michel Tétu, *La francophonie: histoire, problématique et perspectives*, Hachette, Paris, 1988, p.69.
- 24) *ibid.*
- 25) *ibid.*
- 26) Claude Hagège, *op. cit.*, p.139.
- 27) 江口一久「第三章 アフリカの言語」, 日野舜也編『アフリカの21世紀 第二巻: アフリカの文化と社会』勁草書房, 1992年, 60-86頁.
- 28) *Esprit*, *op. cit.*, p.838.
- 29) 砂野幸稔「エメ・セゼール小論」, エメ・セゼール著, 砂野幸稔訳『帰郷ノート: 植民地主義論』平凡社, 1997年, 227頁.
- 30) 1968-79, 80-84年の2度にわたりカナダ首相を務めた.
- 31) 大統領在任期間は1974-1981年.
- 32) Michel Tétu, *op. cit.*, pp. 136-137.
- 33) *ibid.*, p.132.
- 34) 1939年生まれ. 83年進歩保守党党首, 下院議員を歴任し, 84年カナダ首相となる. 93年退任.
- 35) Xavier Deniau, *op. cit.*, pp. 60-66, 及びフランコフォニー国際組織(OIF)ホームページ参照. <http://www.francophonie.org>
- 36) 2001年10月に開催予定であったが, 直前のワールドセンタービルのテロ事件により, 2002年に延期された.
- 37) フランコフォニー国際組織(OIF)ホームページ参照.
- 38) Jean-Marc Léger, *La francophonie: grand dessein, grande ambiguïté*, Nathan, Paris, 1987, p.49. 下線筆者附す.
- 39) Xavier Deniau, *op. cit.*, p.18. 下線筆者附す.

- 40) フランス政府外務省ホームページに掲載の「La Charte de la Francophonie」一部を訳出。下線筆者附す。 <http://www.diplomatie.gouv.fr>
- 41) René Pleven, 1962, Xavier Deniau, op. cit., p.101.
- 42) Jean de Broglie, *Le Monde*, 1967. 11. pp. 5-6, Michel Tétu, op. cit., p.60
- 43) Xavier Deniau, op. cit., p.53.
- 44) ルイ＝ジャン・カルヴェ著、西山教行訳『言語政策とは何か』白水社、2000年、126頁。
- 45) *L'Année francophone internationale*, AFI-CIDEF, Université Laval, Québec, 2002, p.293. 下線筆者附す。
- 46) *Bulletin officiel de l'éducation nationale*, n° 5-4 février 1988, p.305, Circulaire n°88-024 du 27 janvier 1988. 下線筆者附す。
- 47) ケベック州政府国際関係省の海外駐在部門で、パリ、ロンドン、ニューヨーク、東京にある。
- 48) フランコフォニー諸機関のうちフランス政府の直轄機関で最高レベルのものとしてフランソワ・ミッテラン大統領が1984年に創設した。
- 49) Jean-Louis Roy, op. cit., p.9.
- 50) *ibid.*, pp. 105-106.
- 51) フランス語を共有する国の首脳並びに政府会議への参加規約及び条項第3章B項。
- 52) Michel Tétu, op. cit., p.98.
- 53) Xavier Deniau, op. cit., p.85.
- 54) *ibid.*, p.87.
- 55) *ibid.*, p.12.
- 56) Jean-Marc Léger, op. cit., p.13.
- 57) ルイ＝ジャン・カルヴェ、前掲書、125頁。
- 58) Jean-Marc Léger, op. cit., p.13.
- 59) Michel Tétu, op. cit., pp. 244-246.
- 60) *ibid.*, p.142.
- 61) コモンウェルス事務局ホームページ参照。 <http://www.thecommonwealth.org/whoweare/comm.html>
- 62) Michel Tétu, op. cit., p.235.
- 63) 松田幹夫『国際法上のコモンウェルス：ドミニオンの中立権を中心として』北樹出版、1995年、11-26頁。
- 64) 1926年帝国会議が「帝国内の関係」に影響するすべての問題の調査のためにイギリス元首相バルフォア卿を長として設置した委員会から、同会議に提出された報告のこと。

- 65) 松田, 前掲書, 16頁.
- 66) コモンウェルス事務総局ホームページ参照. 下線筆者附す.
- 67) Jean-Marc Léger, op. cit., p.62.
- 68) 長部重康『変貌するフランス：ミッテランからシラクへ』中央公論社, 1995年, 78頁.
- 69) Claude Hagège, op. cit., p.153.
- 70) 西永良成『変貌するフランス：個人・社会・国家』NHK ブックス, 1998年, 20頁.

〔2004年4月13日受稿
2004年10月7日レフェリーの審査をへて掲載決定〕

(一橋大学大学院博士課程)